

令和8年度予算編成方針について

1 国内経済情勢等

我が国の経済状況は、先に内閣府がとりまとめた『月例経済報告』によると、日本経済の先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」とされ、依然として予断を許さない状況にあると考えられます。

2 国政の動向等

政府は2025年（令和7年）6月13日に閣議決定された国の「経済財政運営と改革の基本方針2025」いわゆる「骨太の方針」では、マクロ経済運営の基本的考え方として、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現するため、地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応、「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加、国民の安心・安全の確保を柱に掲げる各種施策の全体像が示されました。

また、中長期的に持続可能な経済社会の実現として、骨太方針2024で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行うとともに、歳出・歳入両面の改革を継続する考えが示されました。地方行財政基盤の強化については、地方公共団体における地域の担い手を始めとする資源の不足や偏在に対応し、将来にわたり持続可能な形で行政サービスを提供していく観点から、国・都道府県・市町村の役割の見直しを含め、地方公共団体の事務執行上の課題解決に向けた議論を促進するとされています。

このような中、地方の一般財源の総額については、2025年度から2027年度までの3年間について2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することが示されていることから、地域における賃上げを起点とした成長型経済の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化するとしており、令和8年度概算要求では、地方交付税においては出口ベースで前年度予算比3,792億円、2.0%増の19兆3,367億円となっていますが、「歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化する。」とされていることから、地方に対しても引き続き厳しい歳出改革が求められることが見込まれるところです。

3 本町の財政状況等

このような状況の中、本町の財政状況を見てみると、令和6年度決算における財政健全化判断の各比率はすべて健全段階にあります。が、病院建設に伴い将来負担比率では41.5ポイント上昇し79.1%になったほか、経常収支比率についても88.3%となるなど、自主財源は乏しく、地方交付税をはじめとする国や北海道から交付される依存財源に頼っている状況にあり、脆弱な財政構造であると言わざるを得ません。

本年10月末現在における令和8年度の財政見込みでは、本年実施の国勢調査における結果において人口減が予想されることから、普通交付税の交付額に段階的に影響が出るものと推察され、一般財源の確保は以前にも増して厳しい状況にあります。

歳出面では、町立病院やこどもセンター、公営住宅建設などの償還開始により公債費が増加していくとともに、社会保障や各種施策の実施に伴う扶助的な経費、人件費、物価高に伴う各種経費も右肩上がりの状況であり、自立した地域を維持していくための地域振興や多発する自然災害への対応をはじめ、老朽化している公共インフラの長寿命化、公共施設の改築など様々な課題に対応するための継続的な財政需要も引き続き想定され、今後の財政運営は中長期的な見通しを全体で共有し、自治体経営の安定化を図っていく必要があります。

4 令和8年度の予算編成

令和8年度においては各種経費の徹底的な見直しにより財政構造のスリム化を図るとともに、第6次上富良野町総合計画に掲げた目指すべきまちづくりの方向性を見据えた実効ある政策の実行と財源の確保、将来の財政規律を担保する予算編成が求められています。

町民との協働の視点に立った行政運営を推し進め、町民生活の実情を把握しつつ、各事務事業の評価・検証をもとに政策の優先性を判断し、事業の取捨選択と効率的な執行を図るとともに、それぞれの事務事業が限られた経費で最大の効果をもたらすよう予算に反映していかなければなりません。

また、持続可能なまちづくりのためには、単に収支の均衡を図ることを目的とせず、公共施設の集約や事業の見直し、本町だけではなく近隣自治体と連携した共同事業、福祉、農業、商工観光など「未来に必要な投資」についても、少子高齢化、人口減少社会を見据え「選択と集中」を意識し、不断の見直しを図っていく必要があります。

このようなことから、すべての行政経費について今一度総点検し、新たな視点をもって予算編成を行うことを目的とした「積み上げ要求及び1件審査方式」は継続していくとともに、事務事業評価制度による政策評価に基づく予算編成作業を行い、目指してきた町の姿と現状を比較、検討のうえ、より高い行政効果を発揮できる予算編成を進めることとします。

以上の基本方針を踏まえ、予算編成に当たっての基本的な考えを示し、次のとおり取り組むこととします。

[予算編成の基本的な考え方]

1 第6次上富良野町総合計画の目標達成を見据えた取り組み

令和8年度においては、第6次総合計画10ヵ年の8年次にあたり、計画に定めた将来像である「暮らし輝き 交流あふれる 四季彩のまち・かみふらの」の実現に向け、町民への説明責任と時代の要請に応えるよう、令和8年度に実施すべき事業を厳選すること。

2 自治基本条例と行政運営の原則

自治基本条例に基づき、「自助・共助・公助」の相互補完の体制構築を目指し、町民の生活実態を十分把握したうえで、それらが反映されるようそれぞれの事務事業について不断の見直しを行うこと。

また、新たな施策・行政サービスの実施や既存施策の拡充にあたっては「公助」のみならず、地域のマンパワーを含めた様々な資源を活用するとともに、他の施策と総合的に連動することで、より効果的な事業内容となるよう検討すること。

3 地域経済の活性化、デジタル技術活用の推進等

原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響の実態把握に継続して取り組むとともに、地域住民や地域経済の活力維持・向上を意識した施策、事業の実施を図ること。

デジタル化の推進及びICT活用による行政業務の効率化や住民サービスの向上及び働き方改革の推進に向けて、AIなどの新たなツールを活用する取組について、費用対効果等を踏まえ検討すること。

4 行財政の改革・改善

健全な財政基盤の維持、効率的、効果的な行政運営に向け、「上富良野町政運営推進プラン」を基本とし、政策調整会議による事務事業評価結果、人事評価制度に基づき定める組織目標を踏まえ、これまでの取り組みの成果及び内容を精査しながら、不断の改革・改善を進めるとともに、持続可能な町政の発展に資する事業を厳選すること。

5 持続可能な財政構造の再構築

本町の目指すべき財政構造は、これまでの「財政調整のための基金に頼らない収支均衡の取れた財政構造」を基本とする姿勢に変わりはなく、現時点での令和8年度以降の財政見込みにおいても大幅な収支改善等が見込めないなか、当面する行政課題に対応するには、引き続き厳しい状況の中で財政運営を行っていくこととなることから、「身の丈にあった財政規模による行政運営」を基本に、真に必要な事業を厳選するなど事務事業全般にわたり「選択と集中」を進め、持続可能な安定した財政構造の再構築を進める。

6 積み上げ要求及び1件審査方式と事務事業評価

令和8年度の予算編成は、引き続き積み上げ要求及び1件審査方式により行うことから、すべての経費が査定対象となる。個々の経費について詳細の説明を求めるので、経費の単価や対象数などの積算根拠、前年度の予算執行率などについて検討、精査のうえ

要求すること。

また、編成業務の効率化のため昨年同様「総務課長審査」を取りやめ、提出された予算要求内容を財政管理班にて精査し各所管課と協議のうえ、「総務課長指示」として各事業の見直し、削減を指示し、副町長査定、町長査定を行うこととする。

こうした状況を踏まえ、予算編成に当たっては、各課長のマネジメントのもと、事務事業評価等を活用し、見直すべき事業を確実に見直し、無駄を無くすための取組を徹底的に行うとともに、各事業の今後の方向性を見定めるほか、優先順位の決定や財源の配分など課内の予算調整を徹底して行うこととする。

予算要求書をもとに財政管理班において副町長、町長の各査定に使用する査定調書を作成することから、財務会計システムには事業の概要、必要性、積算根拠、事業量、増減内容等を詳細に入力すること。

要求は原則、前年度比ゼロベース（一般財源ベース）とする。ただし、物価高騰による影響等を勘案し要求内容を精査したうえで要求すること。積み上げ方式だからといって安易に予算計上することのないよう留意するとともに、扶助費をはじめとする義務的経費や既存事業について漫然と継続することなく、見直しを含め検討を加えること。また、投資的事業については、9月に取りまとめた実施計画に登載を希望する事業について内容を精査し予算要求すること。

新規事業（内容を大きく見直す場合を含む。）については原則、政策調整会議において事前評価を行うこととしていることから、事前評価に付したうえで予算要求すること。

[予算編成留意事項]

1 基本事項

(1) 前述の「予算編成の基本的な考え方」の各項目を着実に推進し、予算にその効果を反映すること。

また、年度途中の補正については、制度改正に伴うものや災害経費など真に止むを得ないもののみ対象とすること。

(2) 国においては「経済再生と財政健全化」を最重要課題としており、歳出改革努力を継続するとともに、政策効果に乏しい既存事業を大胆に見直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の重点化を図るとの方針に基づき予算要求が行われている。

そのため、既存事業の見直し等の大幅な制度改正が予想されることから、国の動向を十分注視し情報収集に努め、制度改革等を念頭に確実に財源が見込まれるものを要求するとともに、新たな制度への対応など、遺漏のないよう対応すること。

(3) 国・道の補助制度に基づく事務事業は、適正な地方負担額を見積もり、町単独での上乗せ的な負担は原則認めないものとする。

(4) 事務事業の評価結果に基づき、各所管における事務事業の改善を図ること。

(5) 議会の予算・決算審査及び監査委員の意見については、十分に検討を加え、改善を図ること。

(6) 町民ポストをはじめ、住民会長との町政懇談会、町長と語ろう等で町民の皆様からいただいた意見や要望については、十分に検討を加え対応すること。

(7) 特定目的基金については、特定の目的を達成するための貴重な財源であることから、

その支消の考え方を明確化すること。特に、ふるさと納税制度による寄附については、ふるさと応援基金をはじめ、寄附者の意向に沿った基金へ積立てているため、その意向に沿った活用を図ること。

- (8) 財務会計システムには必ず事業の概要、必要性、積算根拠、事業量、増減内容等を詳細に入力すること。

2 歳入に関すること

歳入は、決算見込み額で計上すること。また、自主財源の確保を確実に図るとともに、国・道支出金などの特定財源を効率的に活用すること。

- (1) 町税は、基幹となる歳入であり、財源確保の面はもちろんのこと、税負担の公平性の観点からも、課税客体の完全な捕捉に努めるとともに、今後の経済情勢の推移や国の税制改正の動向を十分見極めたうえで見積り、徴収率の高水準の維持と向上により一層努めること。
- (2) 使用料・手数料等については、社会経済動向を的確に把握するとともに管理経費や他市町村の状況等を把握するなど料金水準の一層の適正化に努めること。
- (3) 国・道支出金については、国や道の動向を見極めるためにも、あらかじめ関係機関と連絡を密にし、その施策や制度の改廃等に十分注意を払い、適正額で見積ること。
- (4) 町債については、適債性を確保するため財政管理班と十分協議したうえで、適正額を見積るとともに、財政措置のある地方債メニューの活用にも努めること。

3 歳出に関すること

歳出については、最小の経費で最大の効果をもたらすよう費用対効果の視点に立って、事業の必要性を改めて検証するなど、「事業の選択と集中」を意識し、不断の見直しを図ること。

また、決算時において、多額の不要額が生じないように、歳入同様決算見込み額で計上すること。

- (1) 補助事業の事務費の計上にあたっては、まず人件費（職員給与費）を最優先に充当したうえで、さらに役務費、借上料、需用費等の経費を適正に見積ること。
- (2) 義務的経費、経常的経費ともに、制度の改廃等に留意のうえ、事業内容を精査するものとし、かつ「自然増」「当然増」を過大に見込まないこと。
- (3) 投資的経費については、実施計画の要望事業について内容を精査し要求すること。金額、事業内容等に変更が生じた場合は、政策調整会議等での協議を含め、要求書に変更の理由及び内容を記載すること。
- (4) 旅費については、すべて積み上げ積算すること。特に、日当不支給地域以外の出張については、原則公共交通機関を利用するよう積算すること（公用車に複数人で乗り合わせて出張する場合、公共交通機関がない地域に出張する場合は除く）。
- (5) 町の単独の補助施策として予算を計上する場合は、慣例や先例にとらわれることなく、その必要性や対象経費を精査し、補助金交付要綱などの根拠に基づくものであること。
- (6) その他については、別紙「令和8年度予算要求における留意事項」に基づいて、見積ること。

4 特別会計、企業会計、広域連合に関する事項

- (1) 特別会計については、前記までの項目に準じて見積りを行い、収支の均衡に努めるとともに、効率的な会計運営に努めること。
また、会計間の負担区分については、「一般会計と他会計との負担区分」に基づき要求すること。
- (2) 企業会計については、その性格を十分認識して一層の合理化、効率化を徹底し、独立採算原則の視点に立った会計運営に努めること。
- (3) 富良野広域連合の負担金（上富良野消防署・給食センター）については、前記までの項目に準じて見積るとともに、連合事務局と調整を図ること。
- (4) 他会計等への繰出金・負担金については、内容等を精査のうえ要求すること。

5 予算見積書等の提出期限

【総務課長指示・財政調整に係る資料】

- (1) 提出(入力)期限 令和7年11月14日(金) (期日厳守)
- (2) 提出先 総務課 財政管理班 各1部
- (3) 提出データ
 - ① 令和8年度 歳入予算見積総括表
 - ② 令和8年度 歳出予算要求総括表

※文書管理システムにて施行先を財政管理班にし、施行して下さい

【副町長・町長査定に係る資料】

- (1) 提出(入力)期限 令和7年12月4日(木) (期日厳守)
- (2) 提出先及び部数 総務課 財政管理班 各1部
- (3) 提出データ
 - ① 様式第1号 令和8年度 予算編成の基本的な考え方と重点施策等の概要
 - ② 様式第2号 令和8年度 債務負担行為見積書
 - ③ 繰出基準調書(特別会計・企業会計のみ)
 - ④ 富良野広域連合(上富良野消防署・給食センターのみ) 予算内訳書

※ 様式は「共通資料¥0001 財政¥と_当初予算関係¥R08-当初予算関係¥様式第1～2号」に収蔵しております

※ 各提出書類については決裁のうえ課単位で提出して下さい

※ 提出にあたっては「共通資料¥0001 財政¥と_当初予算関係¥R08-当初予算関係¥様式提出」にファイルを保存して下さい

6 予算査定等の日程及び範囲

(1) 本予算要求額の入力

入力期間：令和7年10月1日（水）～11月14日（金）

(2) 総務課長指示・財政調整

日 程：随時

範 囲：全経費のうち疑義が生じたものについて要求額修正の指示

(3) 副町長査定（説明者：課長）：詳細日程については後日通知

日 程：令和7年12月9日（火）～12月23日（火）予定

範 囲：政策的経費、義務的経費、投資的経費

(4) 町長査定（説明者：課長）：詳細日程については後日通知

日 程：令和8年1月7日（水）～1月21日（水）予定

範 囲：政策的経費、義務的経費、投資的経費、副町長査定で指定した経費